

「セルフメディケーション税制」がわかるQ&A

制作：日本チェーンドラッグストア協会

■セルフメディケーション税制(以後「S-M税制」)について

●「S-M税制」とは、どんな制度か

○医療費控除の特例として市販薬（OTC医薬品）だけで所得控除が受けられる制度です

これまでの医療費控除は、1年間に治療にかかった費用と市販薬購入金額を合算して10万円（200万円まで）を超える部分が控除対象になっていました。このたびのS-M税制は、医療費控除の特例という位置づけで、特定の市販薬だけの購入金額年間12000円を超えた分（8万8000円／購入金額10万円まで）が所得控除の対象となる制度です。

●この「S-M税制」制度はどのように行われるのか

○「健康寿命延伸」を実現するセルフメディケーション推進のためこの制度を導入しました

日本は巨額な財政を費やして世界のトップクラスの長寿国を実現してきました。しかし、生命寿命と健康寿命との差（不健康期間）が12年もあり、高齢者の増加に伴い、現行の医療制度が崩壊の危機を迎えています。そこで国は、高齢者の方が元気に過ごす「健康寿命延伸」を国策として推進することになりました。この「S-M税制」制度は、健康に関する自己管理（健康維持、予防、自己治療などのセルフメディケーション）を行っている人へのメリット策（支援策）として導入されました。セルフメディケーション推進を国の制度にしたのは、わが国初のことです。

●どの医薬品でも、誰でも受けられるのか

○この制度の利用は、①特定の対象医薬品、②購入金額1万2000円以上の金額対象、③健康診断または予防接種等を受けている人、④納税している人の4つが対象要件です

①特定の対象医薬品とは、1983年以降に医療用から市販薬（スイッチOTC医薬品）に移行した成分医薬品で、現在約1500品目ほどあります。②購入金額1万2000円以上とは、①の医薬品の年間購入金額1万2000円以上の購入金額（購入金額10万円で、控除対象金額8万8000円まで）が所得控除の対象金額となります。③の健康診断とは、会社や公的な健康診断を行っている人が対象となります。インフルエンザの予防接種などを行った人も対象となります。ただし、個人が任意に実施した人間ドックは含まれません。④については、この制度は「所得控除」の制度ですので、所得がある方が申請することになります。①～④の対象要件を満たした方が、家族の購入分をまとめて申請することができます。

●どうしたら売り場で対象商品がどれか分かるのか

○商品や売り場プライスカード、購入時のレシートに識別マークがついている医薬品です

購入時には、識別マークがパッケージに印刷されている医薬品（印刷は義務ではない）、売場陳列場所のプライスカードに識別マークが表示されている医薬品などで「S-M税制」対象医薬品を判断いただけます。また、購入後に渡されるレシートにも対象医薬品であることが★や●印のマークが付けられ、その内容がレシートに記載されます。（レシートに替わり領収書でも可能です）レシートや領収書は「S-M税制」控除を受ける際に必要になりますので必ず保管しておいてください。「S-M税制」控除対象医薬品は厚生労働省のホームページにリスト（全品でない）が掲載されていますのでご覧ください。

【レシートでの識別記載例】

●●ドラッグストア	
2017年1月1日（日）	
・・・ コーヒー	
1点	〇〇〇〇円
・・・★ソウゴウカンボウヤク×××	
1点	〇〇〇〇円
（省略）	
★はセルフメディケーション税制対象商品	

【識別マーク】（商品・売り場表示用）



●どうしたら「S-M税制」所得控除を受けられるのか

○1年分の購入保管記録（レシート、領収書）に基づいて翌年の確定申告で行います

この「S-M税制」の制度は、2017年（平成29年）1月1日から始まります（5か年の時限制度）。1月1日から12月31日までの1年分の対象医薬品の購入記録（レシートや領収書）に基づいて、翌年の確定申告で申告し所得控除を受けることができます。ただし、所得控除を受けるには、健康診断や納税のある人などの一定の要件を満たす必要があります。税込み金額（総額）で対象医薬品の購入時に支払った実際金額、1万2000円以上の金額が控除対象金額となります。

■購入から確定申告まで

●対象医薬品の購入記録保管には何が必要か

○購入年月日、対象品目名、金額、S-M税制対象品目が記載されたレシートまたは領収書を保管して、確定申告時の添付書類として提出します

レシートには、購入年月日、対象品目名、金額、S-M税制対象品目であることなどが、印字されていることが必要です。対象となる医薬品が明確に分かるように品目ごとに印（★や●など）を印字します。レシートを使用しない、または要件を満たしていないレジの場合は領収書でも可能ですが、購入年月日、対象品目名、金額、S-M税制対象品目であることの但し書きが必要です。これらの購入記録1年分を、次の確定申告時の添付書類として提出が必須となります。もし、お客様が、レシートまたは領収書を紛失した場合は、不正防止等の観点から、購入店舗で購入した事実が確認できる場合のみ、再発行が可能です

●確定申告の基礎知識について(一問一答)

○確定申告とは

1月から12月の1年間の所得と様々な制度による控除を計算し、税務署に届出して納税額を確定させることを「確定申告」といいます。通常、会社勤めで源泉徴収され他に収入がない場合は、個人で確定申告を行う必要はありません。

○確定申告の時期はいつか

個人の確定申告期間は、翌年の2月16日から3月15日の間に、地域の税務署で行います。会社勤めで源泉徴収されている場合でも、会社以外の収入や医療費控除などの控除を受ける方は、個人で確定申告を行う必要があります。

○「S-M税制」制度に適用される所得控除とは

1万2000円を超える金額の全額が還付されるのではなく、対象となる金額に対して、所得に応じて定められた還付率に基づいて計算され、その金額が申告した本人に戻される（または翌年の住民税が減額される）ことになります。

○確定申告できる金額

対象となる医薬品1年間の購入合計金額1万2000円を超える場合、確定申告を行い、所得控除を受けることができます。申告要件（健康診断や納税など）を満たす方が、家族全員分の購入金額を集めて申告することができます。

○「S-M税制」と「医療費控除」との併用はできない

これまでの医療費控除とS-M税制控除の併用はできないので、申告者が、それぞれの対象可能金額を比較し、控除対象額が大きい方で申請することになります。但し、「S-M税制」対象医薬品は極めて限定的であるのに対して、医療費控除の対象は、ほとんどの市販薬（OTC医薬品）の購入金額が対象となります。

○「S-M税制」で確定申告できる人の条件

「S-M税制」で確定申告できる人は、①納税している、②定期健康診断（予防接種も可）などを実施している、③対象医薬品について上限を超える金額を購入している、の3つの条件を満たす方が申告することができます。

家族の購入レシートを集めた場合、申告者以外の家族の中に定期健康診断を受けていない人がいても申告は可能です。

○S-M税制で確定申告時に必要な資料

①申告書、②一定の取り組みを証明する書類、③対象商品購入金額を証明するレシート／領収証などが必要です。

○確定申告の方法

税務署に直接出向き確定申告手続きを行う方法と、電子データによる申告方式（eタックス）の2つの方法があります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署等にお問い合わせ下さい。

○申告後の還付および住民税の減額について

所得基準により定められている税率に基づき、所得税分、住民税分の還付及び減額分の金額が決まります。所得税分は申告後指定口座に還付され、住民税分は翌年の支払い分から減額されることになります。

■「S-M税制」に関する問い合わせ先（最寄り税務署は店舗ごとに調べて記入してください）

○最寄り税務署 _____ 税務署 _____ 係 TEL: _____

○国税庁 TEL: 03-3581-4161（代表） URL: <http://www.nta.go.jp>

○厚生労働省医政局経済課 TEL: 03-3595-2421（直通）

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>